



銚子労基署たよ IJ

令和5年4月3日発行 銚子労働基準監督署

今月ょり新たな化 学物質規制が順 次施行されます

(1)管内の労働災害発生状況

銚子労働基準監督署管内(銚子市、旭市、匝瑳市、東庄 町)における令和3年の労働災害発生件数(休業見込み4 日以上の件数。以下同じ)は190件(新型コロナウイル ス感染症によるものを除く。以下同じ)と過去5年間で最 多となりました。また、銚子監督署では令和4年の労働災 害発生件数の目標値を 133 件以下としていましたが、令 和5年2月28日までに届け出られた件数は169件で対 前年比 17 件減とはなったものの、目標の件数を大幅に超 過してしまいました。

本年3月8日、令和5年度を初年度とする第14次労 働災害防止計画の厚生労働省本省版が策定され、厚生労働 省 HP に掲載されています。事業場の皆様におかれまし

ては、当計画をぜひご確認いただくととも 同場のは同じ に、労働災害の防止に向けた取り組みを引 表情 き続き積極的に進めていただくようお願い いたします。



<厚生労働省 HP>

(2)2023年4月1日より新たな 化学物質規制が一部導入されます!

「銚子労基署たより令和4年10月3日号」におい て紹介した、化学物質にかかる法改正については、右 の施行期日のとおり順次施行される予定です。

今月より施行される項目は、右表の黄色で表示した 部分で、これまで以上に事業者の主体的な取組が求め られます。事業場の皆様におかれましては十分にご留 意をお願いします。

また、法改正に伴い、制度の内容・職場の化学物質管 理に関する相談窓口を設置しています。

お困りの際は、ぜひご活用ください。

改正の具体的な内容については、管内の事業場向け に、本年中、説明会を開催する予定としています。また 別途のご案内となりますが、参加をお待ちしておりま

す。



<過去の銚子労基署たより>

<リーフレット>

これまで以上に事業者の主体的な取組が求められます ラベル・SDS の伝達やリスクアセスメントの実施がこれまで以上に重要になります







医 分		令和2年・3年(確定)				令和3年·4年(令和5年2月末)							
*	12	令和:	2年	分和	3年	対前年 増 減	增減率 (%)	令和	3 年	分和	4年	対前年 増 減	增減率 (%)
	企料品製造業	32		33		1	3. 1	33		27		-6	-18. 2
	[水産食料品製造業]	17		14		-3	-17.6	14		15		1	7. 1
	鐵雅·鐵雅製品製造業	1				-1	-100.0					0	0, 0
製	木材・家具製品製造業			1		1	0.0	1				-1	-100.0
	紙等製造・印刷製本業			1		- 1	0.0	1		1		0	0.0
	化学工業	4		9		5	125. 0	9		11	[1]	2	22. 2
	温業・土石製品製造業	1		4	1	3	300.0	4		2		-2	-50, 0
ż	映頻・非映金属製品製造業			3		3	0.0	3		1		-2	-66. 7
_	金属製品製造業	14		8	(1)	-6	-42.9	8	(1)	7		-1	-12.5
	一般根核器具製造業	1				-1	-100.0					0	0.0
È	电频振物器具拟造業	2		3		1	50.0	3		1		-2	-66. 7
	輸送用機核器具製造業					0	0.0			1		1	999. 9
	電気・ガス・水道業					6	0.0					0	0.0
	その低の製造業	6	(1)	2		-4	-66. 7	2		4		2	100.0
	小 計	61	(1)	64	(1)	3	4. 9	64	(1)	55	000 000	-9	-14.1
	您 策					0	0.0					0	0.0
	土木工事業	8		7		-1	-12.5	6		3		-3	-50.0
	建築工事業	16	(1)	9		-7	-43.8	8		9	[1]	1	12.5
	[木造陸墨工事業]	3		2		-1	-33. 3	2		1	[1]	-1	-50.0
	その他の建設業	4	(1)	9		5	125.0	9		7		-2	-22. 2
•	小 計	28	(2)	25		-3	-10.7	23	(0)	19	512	-4	-17.4
	運輸交通業	9		19		10	111.1	18		15		-3	-18.7
1	[遺態質物運造業]	7		17		10	142.9	16		15		-1	-6, 3
è	陸上貨物取扱業					0	0.0			2		2	999. 9
	小 計	9		19		10	111, 1	18	(0)	17	(0)	-1	-5. 6
	崇	6		7		1	16.7	7		5		-2	-28.6
	省産・水産業	6		4		-2	-33. 3	4		11	[3]	7	175.0
П	商 兼	18		30		12	86. 7	30		19	C13	-11	-36. 7
	[小児業]	16		21		5	31.3	21		15	(1) (1)	-6	-28.6
	通信業	10		7		-3	-30.0	7		5		-2	-28.6
	保埃帶生業	54	(1)	31	[15]	-23	-42. 6	30	[15]	88	[77]	69	230, 0
1	[社会福祉施設]	50	(1)	17	[5]	-33	-66.0	16	[5]	60	[45]	44	275. 0
	快客娱巷凳	13		2		-11	-84. 6	2		6	[1]	4	200.0
外の	[旅燈業]	5			10000000000	-5	-100.0			1	11.711000000	1	999. 9
	[飲食店]	8		2		-6	-75. 0	2		3		1	50.0
*	[ゴルフ爆]				10103045	0	0.0	9 9 3 3	745596565	1	0.0000000		999. 9
	潰揺・と蓄業	7		6		-1	-14.3	6		4		-2	-33. 3
	上記以外の事業	10		10		0	0.0	10		14	-	4	40.0
	小 計	112	(1)	86	000 0153	-26	-23. 2	85	C(15)	147	(1)	62	72. 9
	☆ 計	222	(4)	205	012 0153	-17	-7.7	201	(1) (1)	254	(1) (1)	53	26. 4

エニナー ナンバレ	人名英西西 万野 中野	Mail TE CO	D施行期日
	工 9/// 尚 場		
71/5/6/10	JPDIN		2/10/13/70/III

	規制項目	2022(R4). 5.31(公布日)	2023(R5). 4.1	2024(R6). 4.1
	ラベル表示・通知をしなければならない化学物質の追加			•
化	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)		•	•
学物	ばく露使減増囲等の意見聴取、記録作成・保存		•	
質管	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)		•	•
理体	衛生委員会付議事項の追加		•	
系	がん等の遅発性疾病の把握強化		•	
の見	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存		•	
直し	化学物質労災発生事業福等への労働基準監督署長による指示			•
	リスクアセスメントに望づく健康診断の実施・記録作成等			•
Ì	が人原性物質の作業記録の保存		•	
実	化字物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化			•
実施体制	雇入れ時等教育の拡充			•
一利の	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大		•	
倩	SDS等による道知方法の柔軟化	•	,	
報伝	SDS等の「人体に及ばす作用」の定期確認及び更新		•	
達	SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化			•
の強	事業場内別容器保管時の措置の強化		•	
化	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大		•	
管理力	k準良好事業場の特別規則等適用除外		•	
特殊依	建康診断の実施頻度の緩和			
第三智	管理区分事業場の措置強化			•

制度の内容・職場の化学物質管理に関する相談窓口

職場における化学物質管理に関する以下のような相談にお応えする窓口を設置しています。

- ・制度の内容に関する相談 ・職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・リスクアセスメントの実施方法等

事業者のための化学物質管理無料相談窓口 (テクノヒル株式会社 化学物質管理部門)

電話 050-5577-4862 FAX: 03-5642-6145

受付時間 平日10:00~17:00 (12:00~13:00を除く) ※土日祝日・国民の休日・年末年始を除く 開設期間 2022年4月1日~2023年3月17日 (以降の開設期間とお問い合わせ先は未定)

メールでのお問い合わせも受け付けています。 詳しくはテクノヒル株式会社のウェブサイトをご覧ください。 https://www.technohill.co.jp/telsoudan/

(3)「労災かくし」は犯罪です!

厚生労働省では、「労災かくし」の絶滅に取り組んでいます。「労災かくし」は、労働基準監督機関による災害原因の究明ができないため 抜本的な対策を講ずることができず、被災労働者も十分な治療を受け られないため、後遺症が残る確率が高いといった弊害があります。

労働災害が発生し、労働者が休業した場合は、遅滞なく所轄労働基準監督署に対し、労働者死傷病報告書の提出が必要ですので、ご注意ください。労働者死傷病報告書の様式については、 休業日数が 1~3日(様式 24号) 休業日数が 4日以上(様式 23号)とそれぞれ異なりますので、詳しくは所轄労働基準監督署にお問い合わせください。



<様式 24 号>



<様式23号>

(4)令和5年度雇用保険料率のご案内

<u>令和5年4月から、労働者負担・事業主負担の保険料率が変更に</u>なります。

令和5年度労働保険の年度更新期間は6月1日(木)~7月10日(月)です。

年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、または「電子申請」でも受け付けており、直接窓口へ出向 くことなく申告することができます。

その際、雇用保険料率については、右表のとおり変更となりましたのでご注意ください。 **ユー・・・・**

なお、申告・納付の手続きがお済みでない場合は、 管轄の都道府県労働局までご相談ください。

<リーフレット>



事業主は、労働者が労働災害にあって休業・死亡した場合、 所務の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。 労働災害に健康保険は使えない、使わない。 労働災害の受診は労災保険で!!

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

押しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。 +http://www.mhiw.go.jp/

令和5年度雇用保険料率のご案内

- ◆ 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下の とおりです。
- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに 6/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び 建設の事業は7/1,000に変更になります。)。
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き
 3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)。

<令和5年度の雇用保険料率>

(赤字は変更部分)

負担者	0	20		0.00		
事業の種類	労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	①+② 雇用保険料率	
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000	
(令和4年10月~)	5/1,000	8, 5/1, 000	5/1,000	3, 5/1, 000	13. 5/1, 000	
機林水産・ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000	
(令和4年10月~)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000	
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000	
(令和4年10月~)	6/1,000	10. 5/1, 000	6/1,000	4. 5/1, 000	16. 5/1, 000	

枠内の下段は令和4年10月~令和5年3月の

(5)アルバイトの労働条件を確かめよう!

・園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。

厚生労働省では、全国の学生等を対象として、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までの間、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的としたキャンペーンを実施します。

本キャンペーンは平成27年度から実施しており、本年で9回目となります。

厚生労働省「アルバイトの労働条件を確かめよう!」のサイトでは、各種トラブルの事例紹介や、相談 先のご案内などを行っています。ぜひ参考にしてみてください。



<アルバイトの労働条件を確かめよう!サイト>



「アルバイトの労働条件を確かめよう!」 キャラクター「たしかめたん」

